

電話受付可能(条件あり)。

＜受付前チェック事項＞

- | | | |
|--|---|--------------|
| ☐ 撤去申請する水道番号又はメーター番号不明の場合 | → | 窓口申請となります。 |
| ☐ 給水施設所有者は説明事項を了承していますか？ | → | 申請できません。 |
| ☐ 使用中止の申請はすんでいますか？ | → | 中止後の申請となります。 |

完全撤去申込書

うるま市水道事業給水条例第5条に係る給水装置の撤去について、説明事項を了承して、下記のとおり撤去を申し込みます。

令和 年 月 日

申請人情報 ()

①給水装置設置者 ②給水装置設置者の親族 ③土地所有者 ④その他()

申請者住所

氏名

電話番号

1 撤去する給水施設

住所

所有者氏名

水道番号

または メータ一番号

2 撤去方法（いずれかに○）

1 自己撤去 (自己負担)

2 依頼撤去（水道部負担）

說明事項

＜使用中止と完全撤去の大きな違いについては＞

再度水道の使用する場合、**使用中止**の場合は開栓の手続きですむのに対し、**完全撤去の場合**には新規の手続きと手数料それに加入金が必要となります。

＜撤去方法の違いについては＞

原則として、申込者の負担で指定店に依頼して撤去するのに対し、行政サービスとして水道部負担で撤去するのが依頼撤去です。

そのため**依頼撤去の場合には、撤去作業の効率化、工事業者の状況等により作業日程が決まるため、撤去期限のお約束、作業日の事前連絡等が出来ません（概ね1カ月）**ので、お急ぎの場合などは自己撤去をお勧めします。

※給水管が分岐使用されているなど、給水状況によっては給水管等の撤去が出来ない場合がございます。

※給水栓の所有者から復旧や補償の問い合わせがある場合は、申請者と所有者で解決してください。

オフセット	課長	調定係長	調定係	給水係長	給水係	受付

水道番号／メーター番号 両方不明の場合には、図面／写真等による特定が必要となります。